

女性の活躍推進のための取り組み 「ポジティブ・アクション」を進めましょう

ポジティブ・アクションとは、例えば男女を均等に人材育成、人事考課などを行っていても「営業職にほとんど女性がいない」、「管理職にほとんど女性がいない」といった固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じている**男女労働者間の格差を解消する目的**で、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組みのことです。

■ ポジティブ・アクションの具体的な取り組みには、次の2つがあります。

① 女性のみを対象とする、 または女性を有利に取り扱う取り組み例※

- 応募の対象を女性のみとする
- 女性を優先して採用の対象とする
- 昇進・昇格の試験の対象を女性のみとする

② 男女両方を対象とする取り組み例

- 女性を受け入れた経験が少ない管理職に対する研修を行う
- 人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める
- 出産や育児による休業がハンディとならないよう制度を見直す

※ 男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取り扱いをすることを禁止しています。しかし、法第8条において、**雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保の支障となつて**
いる事情を改善することを目的として行う、女性のみを対象とする取り組みや女性を有利に取り扱う
取り組みは法に違反しない旨を定めています。

！ 均等法違反になっていませんか？

女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う措置を実施する場合、次のすべてを満たしている必要があります。

	適法	違法
男女の均等な機会や待遇の確保の支障となっている事情が	ある	ない
その格差を解消し、女性の活躍を推進する目的が	ある	ない
その雇用管理区分や職務、役職に占める女性割合が4割を	下回っている	下回っていない

ポジティブ・アクションの目的は、女性があらゆる分野で能力を発揮して活躍することができる環境を将来にわたって維持できることにあります。決して「数値目標をてっとりばやく改善させるための表面上の数合わせ」ではないことに留意しましょう。ある雇用管理区分で女性労働者の割合が4割を下回っている場合でも、現状で女性が活躍しやすい分野にだけ積極的に女性を採用・登用して全体の平均値を引き上げようといった取り組みはポジティブ・アクションとはいええず、均等法違反となる場合もあります。



女性の活躍推進に向けて、 女性活躍推進法に基づき取り組みを進めましょう

女性の活躍推進を一層進めるため、女性活躍推進法では、常時雇用する労働者数が101人以上の企業については、以下を行うことが義務づけられています。

企業規模	実施内容
常時雇用101人以上	①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表 ③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出 ④女性の活躍に関する状況の情報の公表
常時雇用301人以上	①～④ + 男女の賃金の差異の情報公表（2022年7月8日から）

常時雇用する労働者数が101人以下の企業については、上記の①～④は努力義務、常時雇用する労働者数が300人以下の企業については、男女の賃金の差異の情報公表は任意項目ですが、女性の活躍推進に向け積極的に取り組みましょう。

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

行動計画の策定・策定した旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する認定制度があります。

【えるぼし】



認定段階 1



認定段階 2



認定段階 3

【プラチナえるぼし】



参考資料

■ポジティブ・アクションや男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の詳細はこちらのパンフレットをご確認ください。

- [男女雇用機会均等法のあらまし](#)
- [女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！](#)



パンフレットは
こちら

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

講じようとする措置がポジティブ・アクションに該当するか判断に迷った場合や、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法に関するご相談・ご質問は、以下までお問い合わせください。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥 取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静 岡	054-252-5310	島 根	0852-31-1161	長 崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東 京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡 山	086-225-2017	熊 本	096-352-3865
宮 城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三 重	059-226-2318	広 島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋 賀	077-523-1190	山 口	083-995-0390	宮 崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富 山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳 島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福 島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香 川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福 井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛 媛	089-935-5222		
栃 木	028-633-2795	山 梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群 馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福 岡	092-411-4894		